森 順 次

が行った「絶交刑」などがそれで、わが国の村八分もその一種にほかならないという。 ミュニカチオ」又は「インテルディクチオ」、神聖ローマ帝国が発した「ライヒスアハト」、欧洲中世および中国のギルト 授の研究によれば、ボイコットという現象は、 「郷党不歯」、ギリシヤの「オストラシズム」、 村八分は共同絶交の一種である。広く共同絶交を意味する外国語にボイコット(boycott)という言葉があるが、 極めて古い時代から、洋の東西を問わず、存在した。すなわち古代中国の 初期ローマ法の「水と火との禁令」、中世ローマ教会の行った「エクスコ

村八分と判

例

村ハズシ・村バネ・村拒絶・不附合い・仲間ハズシ・組ハズシなどを始め、その他にも各地方ごとに種々異った呼び方が 反対に強化された場合、 善の十の場合と考え、そのうち葬式と火事の二分を除く八分の附合いを拒否することに発すると言われる。尤も、 合とする方が有力である。また封建時代に実際に行われたところでは、八分から軽減されて七分とされた場合もあれば、 る二分を婚礼と火事とする説もあるが、類焼を避けるために附合わざるを得ない火事の場合と、仏教思想に基く葬式の場 殊に附加刑として家屋財産の没収を伴ったことさえあるという。名称も、 村ハジキ・村ハブキ・ 残され

村八分の語源は、

一般に、村落生活における附合いを、元服・婚礼・葬式・普請・火事・病気・水害・旅行・出産・追

同作業への不参加や無精という如き村の協同意識への積極的ないし消極的反抗に対するものもあった。かくて法制史学者 る程である。そしてこれが科せられた事由としては、共有林盗伐とか失火とかいう刑事事件に由るものもあれば、 こうした村八分は、近世村落における村法上の制裁罰として広く認められ、これを経験しない村は殆んどないと言われ

障せられるに至った後においては、人権の侵犯として、その存続は許され難いのである。それ故に、後に述べる如く、 村八分は、本来存在を許されない「私刑」の一種と化するわけであり、更にまた近代憲法の制定によって基本的人権が保 革されて近代の中央集権的国家が成立した後は、あらゆる刑罰権は国家の手に留保せられるために、村の制裁罰としての 治憲法下において、いく多の村八分事件の主謀者が脅迫罪ないし恐喝罪として処断されている。 た。しかしそれは、後期封建と呼ばれる近世村落の封建的政治構造を背景としてのみ言いうることである。政治構造が変 とせられる。このように近世村落においては、村八分は適法かつ適当な自治的制裁罰として、是認せられるものであっ 「村八分による絶交制裁は、これに処することに依って被罰者を有形無形の害悪をもって懲戒しつつ、その改悛を計る所に目的があ の中に個を投入せしめることに懐疑を抱くには至らなかった近世村落において、この制裁方法を強く批難することは当らないと思う。」 性格のよき意味の顕現であったと言い得よう。勿論個人の人格の蔑視という弊害は大いに存するけれども、未だ人権思想も発達せす、、惣 り、従ってその達成を見るまでの不定期的制裁である。…一時被罰者の社会性は抹殺されるとしても、その生活権までも奪わず、生郷に止 まるを得しめたことは、追放の弊害を、避け自村の害悪を自らの手で匡正し様とする村の自主的な責任観念の発露というべく、 協同体的

護局の統計によれば、近年、人権擁護委員の取扱った村八分事件は、昭和三二年一三四件、同三三年一二六件、同三四年 同三五年七四件となっている。この数字は人権侵犯事件の類型としては多い部類と言わねばならない。 件数が漸

しかしそれにも拘らず、最近にいたるまで全国のいたるところで、かなり多くの村八分が行われている。法務省人権擁

在的なものも相当あるのではないかと想像されるのである。 で村八分が取り上げられ、その絶滅への努力が重ねられていることが原因と見られるが、他方、村八分はその性質上、人 権思想の普及がおくれている僻遠の農山漁村において多く行われる点からみて、この種の委員によって取上げられない潜 現行憲法発効後、私人相互間における人権侵犯事件の典型的な且つ悪質のものとして、人身売買と並ん

滅することは出来ないであろう。そして、村八分が基本的人権の侵犯であるという認識を確立するにあたっては、何より 護委員や法務局の係官その他の人達の仲介によって和解の行われることも多いが、和解に際しても、村八分は基本的人権 の侵犯であるという判定を基礎とする言わば判定的和解が試みらるべきである。そうでなければ、いつまでも村八分を絶 村八分の中には、被絶交者の側に協調的精神に欠けるなど、何程かの實任のある場合があり、このような場合には人権掩 こうした村八分を絶滅するためには、村八分が基本的人権の侵犯であり違法であるという認識を確立する必要がある。

法的手段が示されていることを誇り、「身体の自由権、否その他のいかなる権利でも、それを憲法や権利章典で宣言する 的にどの程度憲法の一部分となっているかを研究しようとする者は、権利の意味と共に、それよりももっと重要な事とし 定する司法判決の結果である」と述べてイギリスにおける国民の人権が判例の中で確認され、そこに人権保障の具体的な 身の自由の権利または公の集会の権利)は、イギリスでは、 いるかの如く考え易い。しかし実際は、その基本的人権について裁判判例がどのような取扱いをしているか、ということ も、どのような考え方によって村八分が判例上違法とせられるかを明らかにしておく必要がある。 人権宣言ないし成文憲法に基本的人権の保障が宣言せられている場合、人々はそれだけで人権の保障が完全になされて 実質的な人権の保障があると言うべきである。イギリスの憲法学者ダイシイは 「憲法の一般的諸原則 それが単なる名目上の存在であるという以上に、たいした保障を与えない。身体の自由に対する権利が、 裁判所にもち出された特定の諸事件において、私人の諸権利を決

本にある「人間の尊厳」である。これがわが判例上どのように取扱われているか、殊に現行憲法発効後新な判例上の傾向 が現われているか、を以下において検討しようと思う。 てその侵犯を考究するに当り、判例研究の重要なことを示唆する。村八分によって侵犯される人権は、あらゆる人権の基 て、その実現を保障する法的手段が何であるかを考察しなければならない。」と述べている。これはすべての人権につい

- 髙柳賢三・ボイコット論序説(法学協会雑誌五〇巻一〇号)、同・「ボイコット」岩波法律学辞典第四巻二四三三頁。
- 法務省人権斑護局報第五号(昭和二八年三月)には「ハチブの根底」と題して、全国各地の旧慣の調査報告がある。
- ③ 石井良助編・日本法制史二九九頁。なお村八分については、滝川政次郎・村八分(日本法制史研究所收)前田正治・日本近世村法の研究、守随 村ハチブ(山村生活の研究所收)、竹内利美・村の制裁(社会経済史学八の六)、田岡香逸・村八分と追放について(地方史研究一二)などがある。 人権擁護局・人権通信第一〇号(昭和三六年五月一日発行)
- ⑤ 昭和三六年一一月二二日毎日新聞夕刊によれば、最近法務省の人権侵犯事件処理規定が改正され、従来人権侵犯事件は(1**)警**察官・税務職員等公 務員の職務執行にともなり侵犯(2)人身売買・村八分(3)その他公衆の耳目をひく事件、の三類型に分たれていたのを、更に数多くの類型に分ち 八権の保護に万全を期すことになったという。
- 権が、実際上、人権として保障せられる分野は、判例の考察を待たねば明確とならないことが多い。例えば言論自由の人権が実際上人権として保障せ な言葉」有信堂)がアメリカの判例上、名誉毀損とせられた言論や記事を詳細に分析し体系づけているのは、アメリカにおける言論自由の具体的な内 例を通じて、始めてその領域が具体的に明らかになるといいうる。その意味で P. Wittenberg, Dangerous Words. 1947(邦訳小西健吉・「危険 場合には逆に判例に対する厳しい批判が必要であることは言うまでもない。 容を示す労作であると言わねばならぬ。勿論、時として判例が法の解釈を誤ったり、その他社会生活の実状に合致しない結論を示すことがあり、その られるのは、ある種の言論が名誉毀損として、または脅迫として、処断せられる各種の判例、更に逆に名誉毀損や脅迫に該当せずとせられる各種の判 判例上刑法所定の犯罪とせられるものを、特に「人権侵犯」の問題として取上げる必要はない、ということは理論上承認できる。しかしある種の人
- A. V. Dicey, Introduction to the study of the Law of the Constitution. 9th ed. (1952) P. 203.
- © op. cit., P. 207.

二 明治憲法時代の判例の傾向

られないことは言うまでもないのであって、これを違法とした判例は相当多い。ここでは特に大審院の判例中、 とはいえ基本的人権の保障をも規定していた。従って明治憲法の下においても、 わが明治憲法は近代憲法の一種であり、 また、 いわゆるドイツ的立憲君主主義の流れを汲む結果、多少不充分であった 原則として村八分の如き「私刑」が認め

(1) 村八分を無条件に脅迫罪に該当するとした例

われるものについて概観する。

るとされたのであって、その判決理由は と交際しない」という通告をなした、というのである。本件では、Bほか数名がCに対して行った通告が脅迫罪を構成す して村人達に多大の迷惑をかけたので、村人達がかかる不用意不謹慎なAと交際しないこととし、村人の中のBほか数名 ィング・ケースではないかと思われ、その後の判例に多大の影響を与えているようである。その事案は、Aが商業上失敗 (いすれも被告人) が、Aの同情者とみられるCに対して「Aに同情しAの利益を保護せんとする者はAの党与としてこれ 先ず明治四四年九月五日の判決 (大密院刑事判決録一七輯一五二〇頁-葉却)がある。これは村八分を脅迫罪としたリーデ

るを以て一人か他人に対して従来継続したる交際を謝絶したりとするも之か為めに其人は権利を侵害せられたるものと謂うへからさる 際を遮断するに因りて其名誉に対して害を加うへしと通告したるものに外ならされは……脅迫罪を構成するや論なし」 判示せる村八分とは敍上の趣旨なれは被告等かCに対して村八分と為す可しと脅迫せるはCを畏怖せしめる目的を以て郷党に於ける交 社交団体の外に排斥し其人格を蔑如するの結果を来し人の社会的価値たる名誉を毀損するものなりと謂はさるへからす、原判決に於て は勿論なり、然れとも一定の地域に於ける住民か一定の制裁を以て団結し其一部の人に対して絶交を宣言する行為は是れ寔に其個人を 「一定の地域における住民が吉凶互に慶弔し寒暑相存間する如きは普通の社交状態なりと雖も法律上交際を強要するの権利存在せさ

る。 代に或る人を選挙することを申合せ、この申合せの日に欠席したAに対して同一歩調をとるよう要請し、若し之に従わな 事判決録一九輯一四七頁―棄却)同三年一〇月二三日判決(新聞九七八号二四頁) などがある。なお隣組において神社の氏子総 衆議院議員選挙法八八条にいう「利害関係を利用し選挙人を威逼するもの」に該当する選挙犯罪である、としたものもあ 人に対して、自分の推薦する議員候補者に投票しないならば「村バネの扱いを受くるに至らしむべしと通告」することは 九日大審院判決・新聞四七九八号五頁)。また脅迫罪ではないが、 これに類似するものとして、 ある村の区長が区民たる選挙 いときは絶交すると同時に配給停止をするという意味の通告をすることも脅迫罪を構成するとされている(昭和一七年九月 る)が不問に付されている点が問題として残るが、上告がB等の行為に関するものであったから、止むを得ないといえよ て優れていると言うべきである。ただ本件ではAに対する村人達の交際しない行為(上告理由ではこれも村八分とされてい 八分が人格の蔑如・名誉の毁損となることを説き、よってその通告が脅迫罪となる所以を明らかにした、という点で極め と述べている。この判決理由は、明治四四年という古い時代に書かれたにも拘らず、理路整然と一定の地域団体内の村 本件判決と同様に、 (大正一三年四月一五日判決・大審院刑事判例集三巻三三八頁―棄却) 村八分が無条件に脅迫罪に該当するとした判例としては、大正二年一月三一日判決 (大密院刑

更に脅迫罪の成立の要件をなす「害悪の通告」については

とを妨けさるを以て苟も其の被絶交者に於て告知其の他の方法に依り其の決議を了知したるときは、法律上其の決議の通告を受けたるも のと同一の効力あるものと謂はさるへからす」 かなりと雖、該決議を為すに当り公開の場所に於て之を公行したるときは一般に其決議を周知せしむへき状態に置きたるものと謂うと 「多数の部落民と共に或 一二の同部落民に対し絶交の決議を為すも之を被絶交者に通告するに非されは脅迫罪を成立せさる とと明

(大正一三年一一月二六日・大審院刑事判例集三巻八三一頁—棄却) がある。 公開の決議がある場合、 通告を要し

ないというのは、判例の一つの重要な進歩であり、名判決であると言うべきである。

判例から見た村八分

れを絶交する特約をしていたところ、A・B二名がこの約束に違反して他の候補者に投票したので、Cほか四名(いずれ 案は、ある村のある区で、村会議員の選挙に当り区民一同がYを選挙することを約束し、且つこの約束に違反した者はこ これに属する注目すべきものに大正二年一一月二九日の判決(大密院刑事判決録一九輯一三四九頁—破棄差戾) (2) 違法性を有する村八分の通告が脅迫罪を構成するとした例 がある。

て原審(水戸地裁)は、前記(1) に示した諸判例とほぼ同様に 右Cほか四名のなした村八分の通告を以て脅迫罪に当る も被告人)が主唱者となって他の区民と共に絶交の決議をなし、これをA・Bに通告した、 というのである。 本件につい と判断した。これに対して大審院は破棄差戻の裁判をし「多衆が共同して為したる絶交は縦し被絶交者の人格を傷け之を 迫罪を成立せしむるものにあらずして、通告せられた る絶交が違法性を有する場合に限り 該犯罪を構成するものとす。」 して畏怖の念を生ぜしむるものとするも刑法第三四章に規定する名誉毀損罪を構成せざるを以て其通告は常に必ずしも脅

と判旨し、その理由として

反し他の候補者を選挙したるや否や、従て此場合に於ける上告人等の絶交は道徳上に於て之を正当なりとすへきや否やを判断し、 之を 違反し他の候補者を選挙したるを以て上告人等は之に対して絶交の通知を為したるものにして、該契約に違反したる者は之を絶交す。 脅迫罪を構成するものとす。而して原院の認めたる事実に依れは本件当事者間に於てはYを選挙する契約存在したるにA・Bは其約に なるときは之に対して救済を与ふるの必要なく、絶交者か之に因りて被絶交者をして義務なきことを行はしめ又は行ふへき権利を妨害 上の制裁として一般に認めらるる所なれは多衆共同の絶交か正当なる道義上の観念に出て被絶交者か其非行に因り自から招きたるもの 否定すへき場合に於て上告の人等脅迫罪を認むへきに、事茲に出てすして単に絶交の通知を為したる一事を以て上告人に脅迫罪ありと き旨の特約ありたることは上告人の主張する所なれは原院は 上告人の罪を断するに当りてはA・Bか何等正当の理由なくして契約に違 したる場合又は其絶交か正当の理由なきときは茲に初めて違法性を有することとなるを以て之を被絶交者に通告したる絶交者の行為は 「蓋し絶交は実際上種々なる事情の下に行われ其原因も亦区々にして 一定せすして背徳の行為又は破廉耻の行為に対する社交上道徳

断したるは理由の不備なる違法の裁判にして………破棄を免れす」

ばしば村八分の原因が正当であるか否かの論定が重大な問題点となっている。例えばその後の判例では「社会的感情に照 迫罪とする考え方は穂積重遠先生によって「村八分の刑法観として要領を得ている」と賞揚されているが、 決・大審院刑事判例集三巻五〇六頁―棄却もほぼ同趣旨)「社会観念上正当と認めるべき理由のない村八分の決議は らし正当と認めるべき理由がないのに些少の事由を口実として……一切の交際を謝絶し生存資料の供給を絶つ旨を決定し の判例で改められたと見られるが、第二の点では多大の影響があったようで、その後に現われた類似事件の判例では、 脅迫罪を構成するとし、従って適法な村八分の存在しうることを承認したという点でも後退を示していると言わざるを得 誉毀損罪を構成しないとしているが、これは明らかに後退であり、間違いである。第二に本判決は違法の共同絶交のみが て通告することは……脅迫罪」 と述べている。この判決は前記(1)に掲げた諸判決と比べると相当の相異がある。先ず第一に本判決では村八分は名 如何なる理由があるにしても、村八分は「私刑」として違法とさるべきである。 (昭和一四年四月二八日判決・新聞四四四二号八頁)等とされている。

本件判決に示された如き「違法の村八分」のみを脅 また本件判決は結論としても、寔に不当であると評すべきである。そして右の第一の点では、後に説くように、後 (大正九年一二月一〇日判決・大審院判決録二六輯九一二頁 ―棄却、―なお大正一三年六月二〇日判 今日から言え

(3) 村八分と名誉毀損罪との関係を明らかにした例

その席上BはAを町内八分として町民との交際を断つべきことを提唱し、 がこれを承諾しなかったのを機とし、かねてAと感情上面白くない関係にあったB(被告人) 月五日の判決 (2)では村八分は名誉毀損罪にならぬとする誤った判例をあげたが、逆にこれを反論した例がある。 (大審院刑事判例集一三巻二一三頁——棄却) がこれである。事案は、 多数の町民と共に即時Aを町内八分に為す決議 ある町の神社の祭宿の選挙に当選したA が主唱して町民大会を催し 昭和九年三

をした上、これをAに通告した、というのである。これに対し判決は

なれは、個人の享有する名誉を侵害する結果を生すへきものなるを以て右決議か名誉毀損の結果を生するは勿論」 即ち所謂村八分と為すへき旨決議するか如きは、該特定人の人格を蔑視し共同生活に適せさる一種の劣等者を以て待遇せんとするもの 「一定の地域に共同生活を為せる住民の多数か相結束し正当の理由なきに拘らす特定の住民に対して将来一切の交際を杜絶すへき旨

から脅迫罪に当るとしている。正しい判決と言うべきである。 者の告訴なき本件においては同罪に問い得ないが」その決議の通告は名誉に対する害悪を告知して相手方を畏怖せしめる と述べて村八分の決議が名誉毀損罪を構成するという見解を積極的に示し、更に「名誉毀損罪は親告罪であるから被害

(4) 村八分が恐喝罪とされた例

背した団員に対してはこれを除名し又は罰酒料を交付せしめる旨の規定があり、被告人等の行為はこれによったものにす 薬草の採取に従事し、CがAの許に薬草を搬入した、そこで壮年団長Dほか三名(いずれも被告人)は何らかの処置をとる が、団員等は依然としてAを除外し、団員のこれと交際することを禁じていた、ところが団員のBほか二名がAに雇われ 争を生じたため、壮年団から除名されていた、この紛争はその後和解で解決したので、 例集七巻五三三頁―乗却) に示されている。その事案は、 上他の団員との交際を断つべき旨申告げて脅迫したというのである。本件において弁護人は、壮年団の規約に、団則に違 の一切の交際を断つべき旨脅し付けた後、団則に違背したとして五円乃至二円を団長に交付せしめ、Cに対しても除名の 必要があるとし、団員六十余名をクラブに集合せしめて、 先ず団則に基づく除名が村八分に類するとして恐喝罪とされた例がある。それは昭和三年八月三日の判決(大密院刑事判 ある村の壮年団員のAが数年前に不徳の行為をなし、 その面前でBほか二名に対し、壮年団より除名し且つ団員と 除名継続の理由はなくなっていた 戸主連と紛

ぎないと抗弁したが、判決は

に服したること又は他人の委託に依り除名者方に物品を搬入したること等の些々たる事にして、彼の重大なる背徳行為ありて除名し除 者の人格を蔑視し其の名誉を毀損すること甚しきものと謂ふへく而かも其の理由たるや尊に被害者等か団員除名者の為雇われ其の労務 等の判示各被害者に加へ又は加へんとしたる除名の内容たるや団員総ての者をして除名者との一切の交際を断たしむるものにして除名 事業に関与せしめさる趣旨の除名を為すことは所謂団体の自衛権として敢えて咎むへきものな きこと勿論なれとも右除名の内容にして 名者をして前記の如き苦痛を蒙らしむるも其は自ら招けるものとして甘受すへき か至当なりとの判断を許すへき程のものに比すへくも 前記の如き自衛権の範囲を超え徒らに他人に苦痛を加ふるものとせんか其の不当なるとと言を俟たす。 然るに今前記認定の本件被告人 なし、然らは被告人等の前示本件所為の除名なるものは所謂不法の害悪の通知たること勿論にして …恐喝罪の成立すること明らかなり」 "多衆人相集り共同の福利増進の目的の下に団体を組織し更に該団体の綱紀維持の必要の為団則に違背したるものに対し爾後団体の

する優れた判決と評さるべきであろう。 のであるときは、人格を蔑視し、名誉を毀損するものとして違法となることを明らかにしている点で、人権の尊重を強調 としている。本件は団則に除名の規定があるとしても、その除名の内容が、一切の交際を断つという如き村八分的のも

例もある。昭和二年九月二〇日の判決(大密院刑事判例集六巻三六一頁——棄却)がこれである。 その他、村八分又は村八分の継続を通告して他人を畏怖せしめ、不法に財物を交付せしめた者を恐喝罪として処断した

(5) 村八分が民事事件の不法行為とされた例

箇所は工事が落成したが、この部分だけ工事に着手することが出来ず、結局竣工期間を経過したため郡費の補助が取消さ けて公道を開設することになったところ、Aがその所有地二十間ばかりを道敷に提供することを肯じなかったため、 くの論点を含んでいるが、その主要な部分を摘記すると次の如くである。ある村のある区で、郡費および村費の補助をう 損害賠償責任を生ぜしめる場合のあることを示す注目すべき判決であると言える。その具体的な事案はかなり複雑で、 それは大正一〇年六月二八日の判決(大審院民事判決録二七輯一二六〇頁――棄却) で、村八分が不法行為として民事上の

れをAに通知し、またBほか数十名の申合規約書において「Aと同一歩調を執る者は親族関係あると否とを問わず区内の 従って今後村中各祭典は勿論、字有財産に付いても関係せしめず、桧山株券もAの分は無効とする」旨の決議を行ってこ 請求したのに対し、判決は 依頼を受けるならばA同様組外づしにする」と通告した。そこでA(原告・被上告人)がこれを不法行為として損害賠償を 人はこれと交際することをゆるさず」などと定め、更に水車業を営むYに対し「A方の米麦の搗摺を為すべからず、若し そこでBほか六名(いずれも被告・上告人)が中心となって区民集会において、 「Aを在来の区民とせず、

を害したるものに外ならさるを以て民法第七百九条及ひ第七百十条の規定に依り不法行為を構成し上告人等は其責に任し之か為めに被 斥して其社会より享くへき声価を受くることを得さるに至らしめたるものと謂ふ可く其行為は即ち故意を以て被上告人の自由及ひ名替 上告人の受けたる精神上の損害を賠償することを要するは当然なり」 「上告人等は……部落民中数多の者と協力同盟して絶交し以て被上告人の社交上活動し得へき 自由を妨け且被上告人を社交上より擯

非行により自ら招いたもので判旨は不当である」と評されるのも自然であろう。しかし今日から見れば、この判例の見解 はまさに正当であると言える。本件における被絶交者の執った行動に対しては、おのずから他にこれに対処すべき方策が るという考え方は、民事と刑事との違いがあるとはいえ、前示(2)に掲げた判例の見地と根本的に相違すると言わねば 成立を認むべきであるとしている。このよりに被絶交者の性行の善悪や行動の当否に拘らず、村八分は不法行為を構成す ならない。そして上に述べた如く(2)の判例を賞揚された穂積重遠先生が本件については「本件の如きは被絶交者が其 し「縦令所論抗弁事実の如き道路開設の計画に対し、被上告人の執りたる行為其当を得ざりしとするも」なお不法行為の の行為が不決行為であることは「被上告人の性行の善悪、其の部落に於て執りたる行動の当否如何に拘わらざるもの」と と判示し、更に被上告人が所有地を道路敷に提供しなかった行為が協調的でないという上告人の抗弁に対し、上告人等

考えらるべきであって、 村八分をもって対処するのは違法であると言わざるを得ない。

- ② 同上・一四〇頁。

三 現行憲法下の判例について

響をうけているとみられるが、その一部は現行憲法の精神に立脚した新たな見解と認められるものである。 における幾つかの判例も併せて検討したいと思う。これらの判例は、一般的に言えば、大審院時代の判例からかなりの影 現行憲法発効後、村八分についての最高裁判所の判例は、後に述べる如く、一件が目につく程度である。そこで下級審

(1) 村八分が脅迫罪とされた例

頁)では、被告人等数名がかねて選挙その他につき感情の融和を欠いていたAほか四名を村八分にすることを共謀し、A 的な村八分事件で、その原因の当否を問うまでもなく、無条件に脅迫罪を以て処断されたのは正しいと言うべきである。 を通告したという事案について、被告人十三名に対し脅迫罪として二千円ないし千円の罰金を科している。これらは典型 落で町村合併問題で意見が対立した結果Aほか十二名(いずれも被告人)がBほか四名を村八分にすることを申合せ、これ の決議をなさしめ、この旨をA等に通告した、という事案について、脅迫罪として被告人等のいずれもに対し懲役三ケ月 等五名を除く残余の部落民二十四名を集め、これを煽動威圧或は懷柔して満場一致A等と冠婚葬祭等一切の交際を絶つ旨 (執行猶予一年)を科している。また昭和三二年三月七日古川簡易裁判所判決 (人権擁護局報一四号一二〇頁) でも、 これはかなり多くの例があるようである。例えば昭和三〇年一一月一五日山口地方裁判所判決 (人権擁護局報一五号七〇

この種の地裁・簡裁の判決はこの他にも多くあるであろうと想像される。

替税金の集金等一切の交渉を遠慮する旨の申合せをした、というのであって、第一審(熊本地裁宮地支部)はこれを脅迫罪と とを企て、E等四名を除く十八世帯をA方に糾合し、Aの主唱、B・C・Dの同調により、E等四名と冠婚葬祭屋根ふき 落の平穏をみだすものとして憤まんを感じていたE等四名に対し、供米補正割当てに関連してこれを仲間はずしにするこ してAに懲役三ケ月、Bに懲役二ケ月、C・Dに各懲役一ケ月(いすれも一年間執行猶予)を言渡した。 本件で高裁も右の第 審判決を支持した。その理由として判決は、本来右の四名に対して交際をなすかどうかは被告人等個人の自由であるが 高裁の判例では昭和二九年三月三一日の福岡高等裁判所判決(高等裁判所刑事判例集七巻二号二一七頁――薬却)がある。そ 「原判示のように被告人等が右四名を除き被告人等を含む部落十八世帯を糾合し、全部落結束して右四名に対し上敍冠婚葬祭等一切 二二世帯からなる或る部落でA・B・C・Dの四名(いずれも被告人)が、 かねて部落の共同事業に協力せず部

て、被絶交者側に絶交を正当化する非行があったと主張されているのに対し丁寧に答えているが、その中で⑴「部落に対 正一三年一一月二六日の大審院判決と 同趣旨であり、 絶交者が右申合せの内容を開知したとき」は通告があったとみてよいと判示した。これは前述(二)の(1)で示した大 民集会の公開の席上で共同絶交の申合せをなし、従って部落居住者一般に右申合せを周知させる状態に置き、 して不利益な言辞」とされるのが「供出米割当についての意見」であって何等非道義的なものでないこと、 同部落の共同事業に非協力の点があるが、それぞれ斟酌すべき事情があるときは、 なお本件控訴趣意書において「害悪の通告」が無かった旨が主張されているのに対し、 正しいと言わねばならない。更に本件判決は、 社会通念上共同絶交を 控訴趣意書におい ()被絶交者中 なお現に被

と述べている。

人等の自由権の範囲を逸脱し、許容されない」

の交際を断ち仲間外しにすることは、右四名の自由及び名誉を毀損する害悪に該当し、斯る交際断絶の申合せを為すことはもはや被告

判決は「全部落

正当化する非行とは認められないこと、をそれぞれ説示している。かくて本件では、あらゆる村八分を違法とする見地は

現れていないとはいえ、 論旨の論理的帰結としては、 村八分を正当化する如き被絶交者側の「非行」は極めて稀有である

ことが示されていると言える。

分を禁止する旨の仮処分命令を得、翌日その執行をした。これを知った被告人等 (組合執行委員八名・同班長九名・組合員三 求の訴を提起し、 益金および家庭用薪炭用材の分配に際し、分配から除外された。そこでA等五名は同年六月組合を相手として配当金等請 が、これに該当する組合員A等五名はこの決議に従わなかったため、同年一二月および翌二六年二月に行われた組合の利 複雑であるが、 刑事判例集一〇巻七号六〇二頁)があり、更に最高裁に上告され、上告棄却の決定がなされたものである。 **큃で無罪の判決があり、これに対する検事控訴により昭和三二年九月一三日大阪高裁で破棄自判の有罪判決** 人等に対し共同絶交を通告すること」という申合せをし、これを実行したのである。 絶交をすること、各役員は各自の隣保に帰って組合員にこのことを伝え、その同意を得た上、右の五名の居る隣保では同 有の山林を管理経営することを目的とする任意組合たる山林管理組合があった。昭和二五年一二月頃、この組合総会は、 一町歩以上の自作山林を所有する組合員はその山林の下草および松茸の採取権を組合に対し無償提供すべき旨を決議した 次に最高裁判所昭和三三年七月三日決定の事件がある(人権擁護局報一八号二七頁)。これは昭和三〇年五月一七日神戸地 は同日夜執行委員班長会議を開き 「組合員はA等五名に対する報復として同人等およびその家族達とは共同 要点は次の如くである。ある町の一〇の部落内の居住者の大部分である一〇三名を以て組織し、組合員共 その訴訟係属中の二七年九月に組合員共有の山林地上の松茸および下草中右五名の持分に応ずる分の処 その事案はかなり (高等裁判所

居る隣保では隣保員の相談の上隣保としての附合いを止めるという通告がなされたが、組合員全員の意思による共同絶交 て隣保員と相談の上交際を遠慮するという漠然とした話合いが出来ただけで、しかも強制的なものではない、回人等五名の 右の事実に対し神戸地裁は们右の会議は組合の意思として決議ないし申合せを行ったとは認め難く、 単に各隣保に帰っ

それは個人間の絶交通告が犯罪とならぬと同様、何等犯罪性を認め得ない、という見地から無罪を宣告した。これに対し 大阪高裁は、ある地域における多数者が、結束して特定の人に対し村八分の決定をし、これを通告することは、相手方に という強い通告ではない、八本件は隣保内の共同絶交であるが、隣近所十軒位の者の間で共同絶交の通告をしたとしても 「集団社会の平和を乱し、これに適応しない背徳不正不法等があって、この通告に社会通念上正当視される理由があると しからざる限り」脅迫罪を構成するのであって、「その集団社会の地域の広狭、居住者の多寡によって犯罪の

るということができる。従ってこの協同生活閥内から除外する旨の通告が、少数者間に行われたということだけで、 交際関係は却って緊密度が高く、このような関係から除外されることから受ける前記自由及び名誉に対する脅威は、 定する理由とするには足らない」 「本件のような農林産部落あるいは隣保は、 その地域は必ずしも広くはなく又居住者も多くはないが、その居住者による集団社会の 脅迫罪の成立を否 より深いものがあ

成立が左右されるものではない」、と判旨し、更にこれを詳論して

にその通りで、 正当と認められず、A等の執った処置に対抗するには法的手段に訴える等の方策によるべきであったと説示するが、まさ あることは言うまでもない。なお判決は、A等五名のなした仮処分の執行に対する報復としての本件村八分は社会通念上 同絶交通告を個人の絶交通告と同一視したのは、甚だしい過誤であったと言わざるを得ない。前に述べた如くすでに昭和 予)の刑を言渡した。そして最高裁の棄却によりこの刑が確定したわけである。 本件において第一審が十軒位の隣保の共 ケ月、三名に同四ケ月、二名に同三ケ月、一名に同二ケ月、残り十二名に罰金六千円ないし五千円 (いずれも二年間執行猶 七年九月九日の大審院判決で隣組における共同絶交の通告を脅迫罪とした例もある。本件高裁判決が結論として正当で と説き、役員会議参加者は共犯者、各通告に加担した者は犯罪実行者、としてそれぞれ責任があるとし、二名に懲役六 A等の執った処置が間然するところなき権利保全の法的手段であったのに対し、組合役員たる被告人等は

な段階に立ち至る前に、和解がなさるべきケースであったと言えよう。 これによってA等五名と他の組合員との間の溝が却って深められはしないか、という疑問が残る。本件の如きはこのよう 如く相当重い刑に処せられたことによって法律的には一応本件の村八分事件は終結したわけであるが、実際問題としては 前近代的な所にとどまる愚をおかしている。ただ、全組合役員を含む二〇名――それは組合員の二割に及ぶ――が前示の

(2) 会則による除名が村八分とされなかった例

脅迫罪としたが、高裁はこれを破棄し、次のような理由で無罪を宣告した。 が、その中でダム建設計画に対する賛否の対立が生じ、その間に新年会に際して少数派の軽徴な暴行事件があったのを機 されている。事案は、ある村で数十年前から一定年令の青年全部が原則として入会する慣習となっている青年会があった これは名古屋高等裁判所金沢支部昭和二七年九月二四日判決 多数派が四名の少数派を除名した、というのである。第一審 (高等裁判所刑事判例集五巻一一号一八三二頁―破棄自判)に示 (金沢地裁) はこれを村八分の一種とみて主謀者を

に及ぼす部落慣行が存在し、且つ除名の処分を行う者において同慣行による不利益を被除名者に被らしめようとする意図又は認識をも 被除名者との公私の交際を絶止するなどの申合せを行うとか又は同処分の効果として当然右同様の社会的不利益を被除名者の生活利益 って行動することの場合でない限りは……脅迫罪を成立せしめるに足らない」 「……会員多数の意思をもって会則に定める除名事由に該当する者と認めた者に対して行う除名の処分自体は、他にこれに附帯して

罪の成立する場合のあることはこれ自から別個の問題である。」と いう点を本件判決が指摘しているのは周到であるとさ それが立証せられないというのであるから、単なる除名に止まると言うべきであろう。ただこういう場合にも「名誉毀損 れねばならない。 定年令の者が原則として加入する慣例のある或る団体からの除名は、実際上村八分である例もあるが、本件の場合は

(3) 村八分が民事事件の不法行為とされた例および和解の例

ところ、これも返戻されて結局交付することが出来なかった事実がある。Aは五万円の賠償金と謝罪広告を要求した。こ 団体の特色であるとした後に れに対し判決は、部落の地域内に生活する住民が好むと好まざるに拘らずその構成分子となるというのが部落という共同 三名の投票所入場券が部落連絡員から村役場へ返戻され、村役場では、役場使丁に命じてこれをA方に交付しようとした 周知させ、 して全員一致A(原告・控訴人)を「部落省き」として一切交際しないことを決定し、これをAに通告すると共に部落内に の供出を頑強に拒否したので、部落会長B、部落役員Cほか三名(以上五名が被告・被控訴人)を始め合計三十四名が集会 先ず東京高等裁判所昭和二七年五月三〇日判決(下級裁判所民事裁判例集三巻五号七三〇頁―破棄自判) 四十五世帯からなるある部落で昭和二二年度産米の供出につき、Aが七斗の超過供出を要請されたのに対し二斗以上 また村役場にも通知したというのである。殊に本件では、村長および村会議員選挙の際に、Aおよびその家族 が注目される。事案

決定を実行することは、部落なる共同団体の自治的になし得ることの範囲から逸脱するものであって、その動機が控訴人の供出不協力 なし得ないものであるととは法治主義の重大なる要請であるからである。」 るしく傷け、その名誉を害することは説明をまたないところであり、法の正当なる手続によらずしてかかる重大なる利益剝奪の行為を 何となれば、かかる共同絶交なるものは、当該部落内における追放処分であって、かかる処分が排斥された住民の社会的評価をいちじ に基因し控訴人の反省を求めるにあったとしても、右事実は右共同絶交の決定並びに実施を正当化するに足らぬものというべきである。 帯という絶対多数の住民が共同して右部落の一世帯に対し村または部落のことに関しては何らの交際をしないということを決定し、右 はその好むところに従うものであって自由であるであろう。しかしながらいかなる理由あるにもせよ、一部落四十五世帯中の三十四世 に制限し、ある意味における追放処分に附することは許されないことである。もっとも、右地域の一住民が他の住民と交際しないこと ない権利であるというべく、従って法の正当なる手続を経ないで単に住民多数の意思を以て他の住民からこの権利を奪い、または極端 「この地域的共同団体こそ人類の社会生活の基盤をなすものであって、その一員として社会生活を営むことは人類の暮うことの出来

その必要なしとして拒否している。 対処することは許されない。ただ判決は、 察せられ、 行憲法の精神に合致する優れた判決と言うべきである。本件においては控訴人Aの側に、供出不協力という非行があると 法行為であり、「法の正当な手続によらずしてかかる重大な利益剝奪の行為をなし得ない」ことを明らかにした点で、現 件判決は、 として第一審判決を破棄して不法行為の成立を認め、被告等は連帯して一万円の損害賠償をなすべきことを命じた。本 その反省を求める必要もあったと想像されるが、その手段は他の方策に依るべきであり、 - 部落における生活を不可侵の権利とする立場から、「いかなる理由があるにしろ」村八分は名誉毀損として不 Aの側に反省を要する点もあると考えたからであろうが、 村八分を以てこれに 謝罪広告の要求を、

よび機械器具の提供その他一切の協力をしない」旨の決議が行われ、それが実行されたが、Aは昭和二六年春頃高松法務 を抛棄したと解すべきだとして原告の請求を棄却した。 家族五名(いずれも原告)は、B等四名(被告) のために精神的苦痛を被ったとして損害賠償の請求を行ったのである。 局人権擁護部に救済の申立を行い、翌二七年三月同部の事務官の立会の下に和解が成立した、 全戸数八○戸のうちその大半の六○名が日本農民組合組合員である或る村において、昭和二一年二月頃、組合員であるA あることを認め乍ら、結局、和解により損害賠償請求権の抛棄があったものと認めた珍らしいケースである。すなわち、 しては考えられないことであり、何か特段の事情があったかとも思われるが、 が同じく組合員であるBほか三名に対して小作地の返還方を請求したため、組合総会において「Aを除名し、今後労力お 次に昭和三〇年三月一日高松地方裁判所丸亀支部判決(人権擁護局報一一号七六頁) 被告等は原告一家の人権を侵犯したものとして不法行為の責任があると論じ、しかし和解により原告は賠償請求権 和解後に不法行為による賠償請求の訴訟を提起することは常態 判例にあらわれた限りの状況では、判決は の場合は、当該村八分が不法行為で しかしその後Aおよびその

判例から見た村八分

当然とせらるべきである。

×

和二九年三月三一日の福岡高裁の判決の如く「部落の共同事業に非協力の点があったとしても、それについてそれぞれ斟 非行がある場合は違法とならない、という旧憲法時代からの伝統的立場を維持する判決でも、前示(1)の中に掲げた昭 憲法時代には見られなかった徹底した人権尊重の思想を背景にしていると言える。また村八分を正当化する被絶交者側の で生活することを不可侵の人権と考え、従って「如何なる理由があるにしろ」村八分は違法である、という考え方は、 毀損罪の成立を示唆するもの(前示昭和二七・九・二四名古屋高裁金沢支部判決)があるのも注目せらるべきである。 ろう。更に科せられた刑についてみても、概括的に言って相当重くなっていると言えるようであり、また判決自身で名誉 酌すべき事情があるときは、社会通念上共同絶交を正当化する非行とは認められない」という考え方をとれば、通例の場 なければならない。殊に前示(3)の中で述べた昭和二七年五月三○日の東京高裁の判決の如く、村という共同団体の中 合何ほどか斟酌すべき事情があると思われるから、実際問題として、村八分が違法とされない場合は殆んどなくなるであ 以上、現行憲法下にあらわれた村八分に関する判例を通覧すると、旧憲法時代とはかなり変った傾向が窺われると言わ

このように、判例の一般的傾向として村八分が強く制圧されるのは、人権尊重の精神の現われとして喜ぶべきであると 観的状況があらわれる場合があるからである。或る人に社会的に批難せらるべき非行があり、それに対して多くの人達が 分の行われるケースが現われることである。これに該当する有名な事件としては、昭和二七年五月六日施行の静岡県参議 せられる。それは非行に対する自然発生的な社会的報復として是認せざるを得ないからである。問題は、かかる非行のな それぞれ 個人的に交際を絶っている 場合があるとしても、 そこに共同的な申合せおよび通告がない限り、 言わねばならない。しかし乍らなお問題がないわけではない。それは、個人的な絶交が集積して実際上村八分と同様の客 い場合――もっと一般化すれば、何等の正当な理由のない場合に、個人的絶交の集積という形式において、実質的な村八 法的には放任

ij

の人にあいさつしても横むいてしまう、田稙の手伝に毎年来ていた者は、部落民の誤解をとくようつとめたが、誤解をといてくれそう 追され、農具の貸与や農家相互間の日雇も禁ぜられ、はては少女の両親の離婚を実現せしめようとするなどの事態が発生した。……村 もないので今年は手伝うことができないとて断ってくる……」 「事実上、検挙をうけた者の宅に連日部落民が寄り集まり、部落民と少女の家との絶交状態が発生し、少女一家と密接な交際者は圧

況んや、非が村人達の側にある場合は速かに絶交状態を解除せしむべきである。その方策は、結局、 本件の場合、非は明らかに選挙法違反を行った村人達の側にある。被絶交者の側に非行があり、これに対して自然発生的 に絶交状態が生じた場合一応は放任されるが、これとても被絶交者の非を改めさせた上での和解による解決が望ましい。 生的に形つくられた絶交状態」とされている。おそらく決議とか申合せがあったという証拠がないからであろう。 などと報告せられ、多分に村八分の様相が窺われるのであるが、当時の北川静岡地方法務局長の発表によれば「自然発 人権意識の高揚に待

① 海野普吉・森川金寿・人権の法律相談二八〇頁。

たねばならない。